(2)、海上ノ部

日本海員組合ノ発セル宣言草案中不穏ト認メタル個所ヲ示シテ修正方訓示セシ処左ノ通リ変更セリ

宣言

嗟ニ既ニ我ガ国海上ニハ一ノ春ヲ迎ヘタルニ当リ我等ハ疑フベカラザル或様ニテ今日ノ海上労働者ニ宣ス

我等ハ過去ニ於テ何ヲ叫ビシゾ

声ヲ嗄ラシ血ヲ吐イテ我等同志ノ叫ビシ魂ノ喊声ハ今尚殷々トシテ我等ノ耳底ニ響キテ居ル、

労働組合法ノ制定ト附属労働法ノ確立、失業防止ノ徹底実施ト最低賃金、災害補償制度ノ獲得、悪法ノ撲滅

老朽船ノ絶滅其ノ他、其ノ他

シカモコノ要求、コノ絶叫ニ対シ我等ノ酬ヒラレタルモノハ果シテ何ゾ

主従的ニ又奴隷的ニ之ヲ観ルトキ我等ハ失望セザルヲ得ズ

我等ハ生存ノ自由ノ生存権ヲ有ス、我等ハ生レナガラニシテ平等ノ社会的地位ヲ有スル権利ヲ有ス、我等ハ、我等ノ魂命ニ従ヒ自由ニ生キ欲スルニ働キ而シテソノ生活ヲ享楽スルノ権利ヲ有ス、

然ルニ眼前ノ我等ノ世界ハコノ総テヲ我等ニ裏切リテ居ル

総テ我等ノ力強キ主張ハ経済組織ノ堅塁ニ立テル資本家ノ為メ保護セラルル不当ナル勤労保守ノ諸制度ノ為メ我等ノ階級意識ハ必然的ニ尖鋭化セザルヲ得ナイ、

我等ハコノ階級意識ノ常ニ非常時ニ於テノミ尖鋭化スルモノデナイ、日常時、非常時不断ノ闘争ニ於テ労働価値ガ如何ニ